

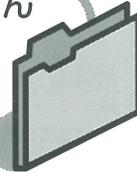


書類で
学ぶ

第2回 遺産分割協議書による預金名義変更手続き



先月、こちらに預金口座を持っている私の父が亡くなったため、相続預金の名義変更に来ました。遺言書がなかったため遺産分割協議書を作成して、今日はそれを持参しています。名義変更にはどんな手続きが必要ですか。



相続・贈与の 手続き&アドバイス

株式会社SBL 税理士 八木正宣

連

載第2回のテーマは「遺産分割協議書」が作成されている場合における、相続預金の名義変更手続きです。

前回は、遺言書や遺産分割協議書が作成されていない場合の、相続預金の名義変更手続きについて解説しました。遺産がそれほど多くない場合には、遺言書や遺産分割協議書が作成されていないケースが多く見られます。そのような場合には、各金融機関所定の「相続届」を使用して、相続預金の名義変更・払戻し手続きを行うこととなります。

今回は、ある程度の遺産があり法律的にもきちんと相続手続きをとる場合に作成される、遺産分割協議書を使用した相続預金の名義変更手続きについて解説します。

遺産分割協議書は相続人間の協議の結果を書面にしたものである

〈遺産分割の流れ〉

遺産相続にあたっては、まず被相続人の意思が尊重されます。被相続人の意思を表したものが遺言で、遺言を書面にしたものが遺言書です。この遺言書がある場合には、まずその内容に従うこととなります。

ただし、被相続人が必ずしも遺言書を作成しているとは限りません。遺言書が作成されていない場合、また遺言書に記載漏れになっている財産がある場合には、共同相続人全員の話し合いにより、被相続人の遺産を、だれがどのように相続するか決めることとなります。

このように被相続人の遺産をだれが相続するかを決める手続きを「遺産分割」といい、この遺産分割のために行われる話し合いのことを「遺産分割協議」といいます。

そして、この協議の結果を書面にしたものが遺産分割協議書（サ

ンプル)です。

〔遺産分割協議書の様式〕

遺産分割協議書は、特に様式は定められていませんが、各種財産の名義を相続人に変更する際の確認書類となります。したがって、ある程度厳格に作成されなければなりません。

遺産分割協議書には、個々の遺産をそれぞれだれが相続するのかが記載されます。そして、共同相続人全員が書面に署名・押印します。このときの押印は、実印にて行います。

遺産分割協議書は 原本還付を前提に取り扱う



〔遺産分割協議書の取扱い〕

すべての遺産についての分割方法が記載されている遺産分割協議書が作成されていれば、その遺産分割協議書一通で、相続預金の名義変更のほか、不動産の相続登記、証券会社の証券口座の名義変更を使用することができます。遺産分割協議書が作成されていない場合には、各金融機関・証券会社ごとに相続届を作成しなければなら

サンプル 遺産分割協議書

遺産分割協議書

住所 東京都中野区東中野〇丁目〇
被相続人 近代 太郎
昭和10年3月23日生

被相続人 近代太郎(平成26年2月1日死亡)の遺産につき、本日分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ次のとおり遺産を分割し、取得することに決定した。

第1条 相続人 近代花子が相続する財産

一、土地

所在 東京都中野区東中野〇丁目
地番 〇番地
地目 宅地
地積 165.40㎡

二、家屋

所在 東京都中野区東中野〇丁目
家屋番号 〇〇番
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建
床面積 125.20㎡

三、普通預金

現代銀行 中野支店 口座番号1121121
古代信用金庫 東中野支店 口座番号2345678

自店の預金口座についての記載が正しいかどうか確認

第2条 相続人 近代一郎が相続する財産

一、普通預金

時代信用組合 渋谷支店 口座番号9876543

二、定期預金

時代信用組合 渋谷支店 口座番号7788990

三、有価証券

未来証券 中野支店 口座番号456456に所在する株式

四、上記に掲げる財産以外のすべての財産

相続人全員の署名・押印があるか確認

上記のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するため本書を作成し、次に各自自署押印する。

各相続人の住所・氏名・実印は合っているか確認

平成26年4月1日

東京都中野区東中野〇丁目〇番〇号 相続人 近代花子



千葉県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 相続人 近代一郎



りません。

多くの財産がある場合には、遺産の名義変更をスムーズに行うために、遺産分割協議書の原本を複数作成することが通常です。それ

でも不測の事態があった場合、後

日になって相続人から遺産分割協議書の原本の返還を求められるケースもあります。相続預金の名義変更手続きにお

いては、遺産分割協議書の原本の

提出を求めますが、窓口でコピーをとって、原本還付できることをあらかじめ相続人に伝えておきましょう。

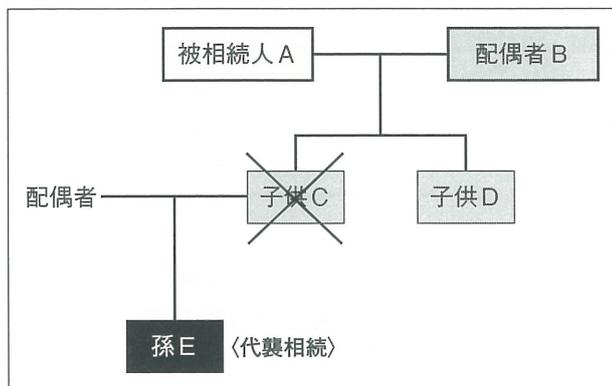
図表1 遺産分割協議書がある場合の必要書類

- ①相続手続依頼書
- ②遺産分割協議書
- ③被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本
- ④相続人の戸籍謄本
- ⑤相続人全員の印鑑証明書（発行日より3ヵ月以内のもの）
- ⑥預金の相続人の実印・取引印
- ⑦預金通帳・キャッシュカード・証書等

〔提出を求めるその他の書類〕
金融機関の実務に際して、遺産分割協議書がある場合の相続預金の名義変更手続きにおいては、基

**名義変更手続きにおいては
その他の書類も取り受ける**

図表2 代襲相続



本的に図表1のような書類の提出を求めます。
相続手続依頼書は、金融機関ごとに独自の様式を定めているもので、前回解説した相続届と様式が同一の場合があります。
相続手続依頼書には、相続人全員の署名・押印を求める金融機関と、預金の相続人のみの署名・押印で対応している金融機関があります。自行車の名義変更手続きについて確認しておきましょう。
また、来店者が預金の相続人でない場合には、預金の相続人からの委任状も必要になります。

図表1の③と④については、この相続に関する相続人が、遺産分割協議書に署名した相続人以外にいないかどうかを確認するためのものです。相続人の戸籍謄本の提出を求めるのは、相続人を確認するのに、被相続人の戸籍謄本では足りない場合です。

例えば、被相続人の子がすでに亡くなっており、その子の子（被相続人の孫＝代襲相続人）が代襲して相続人となる場合が該当します（図表2参照）。

〔確認ポイント〕
遺産分割協議書における、実務上の確認ポイントは次のとおりです。

⑦相続人全員の署名・押印があるか（相続人については提出された

戸籍謄本で確認する）

①各相続人の住所・氏名・実印は合っているか（提出された印鑑証明書で確認する）

②自店の預金口座についての記載が正しいかどうか

③遺産分割協議書が複数にわたる場合には、割印があるかどうか

④遺産分割協議書に訂正がある場合、訂正印があるかどうか

⑤相続人の中に未成年者とその親権者がいるかどうか

⑥について、相続人の中に未成年者とその親権者がいる場合には注意してください。遺産分割協議にあたり、その親権者と子の間に利益相反が生ずるため、未成年者に特別代理人が選任されていない必要があります。

今回のポイント

- ・遺産分割協議書のほか、相続手続依頼書や戸籍謄本、印鑑証明書などの提出を求める
- ・遺産分割協議書の確認ポイントを押さえ、記載内容に問題がないかどうかチェックし名義変更